

特定非営利活動法人 宅老所心 退職金規程

(目的)

第1条 この退職金規程（以下「規程」という。）は、特定非営利活動法人 宅老所心 就業規則（以下「規則」という。）第53条に基づき、職員の退職金に関して定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、規則第2条に定める正規職員（以下「職員」という。）に対して適用する。ただし、掛金期間が2年以上必要とするものとする。

2 平成28年5月末在籍者で令和5年8月1日以降退職者については、別表2を参照し別表1と合算する。

(退職金の支給)

第3条 職員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。

2 前項の退職金の支給は、特定非営利活動法人宅老所心が各職員について、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

3 正規職員の期間が満46年（掛金期間が45年）をもって掛金を停止し、退職時に支給する。

(共済契約の締結時期)

第4条 職員は、正規職員登用後1年が経過した翌月に機構・中退共と退職金共済契約を締結する。ただし、平成28年5月から在籍する職員は、採用日から施行日前までの期間は通算する。

(掛金月額)

第5条 退職金共済契約の掛金月額は、職員ごとに、その在籍期間に応じ別表1のとおりとする。

2 令和5年8月1日在籍職員の掛金月額は、別表1の該当する在籍期間の金額とする。

3 休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、機構・中退共の掛金納付を停止する。

(退職金の額)

第6条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(退職金の減額)

第7条 職員の退職の事由が懲戒解雇等の場合には、機構・中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

(退職金の支給先)

第8条 退職金は、職員（職員が死亡したときはその遺族）に交付する退職金共済手帳により、機構・中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。

(規程施行前の退職金相当額の取扱い)

第9条 平成28年5月末在籍者に発生する退職金相当額は、該当者に別表2のとおり退職時に支払う。ただし、平成28年6月1日以降入職者については、別表2は適用しない。

(改廃)

第10条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改廃することができる。

2 経営状況等の悪化により月額掛金を減額する場合は、減額する理由を添えて該当者に説明し同意を得る。

付 則

1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年8月1日から一部改正する。

別表 1

1. 掛金月額はおりのとおりとする。

| 在籍期間 | 掛金月額 (円) |
|------------|----------|
| 加入月から 1 年間 | 5, 0 0 0 |
| その後、5 年間 | 6, 0 0 0 |
| 以降 | 7, 0 0 0 |

<例>

| 年数 | 初年度 | 2 年目 | 3 年目 | 4 年目 | 5 年目 | 6 年目 | 7 年目 | 8 年目～ |
|--------|-----|--------|--------|------|------|------|------|--------|
| 金額 (円) | 未加入 | 5, 000 | 6, 000 | | | | | 7, 000 |

2. 掛金月額の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 職員は全員、加入 1 年目の掛金月額は 5, 000 とする。

(入職 1 年目は加入なし)

(2) 加入 2 年目 (入職後 3 年目) から、該当する掛金月額とする。

別表 2

退職金の額は、次表の勤務期間と支給率 (勤務時間割合) に各区分の金額を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が 300,000 円を超えるときは、300,000 円とし、勤務期間が 3 年未満のときは支給しない。

| 勤続期間 | 支給率 (勤務割合) | 金額 (1 年につき) |
|------------------|----------------|--------------|
| 3 年以上 5 年未満の期間 | 勤務の日数、時間に対する割合 | 2 0, 0 0 0 円 |
| 5 年以上 1 0 年未満の期間 | | 3 0, 0 0 0 円 |
| 1 0 年以上の期間 | | 4 0, 0 0 0 円 |